

- 「成長分野等の業務に従事させる事業主」とは、対象労働者を主にデジタル、DX化やグリーン、カーボンニュートラル化に資する業務に従事させる事業主を言います。
- 「成長分野等の業務」とは  
 成長分野等の業務とは、対象労働者の主な業務が次の①又は②に該当する場合で、（デジタル等の）製品や技術を使用しているが成長分野と関連性の低い業務は該当しません。
  - ①「（デジタル等の）成長を新しく生み出す」：デジタル等の製品や技術を新たに生み出すために直接必要な業務  
 （例：デジタル等の製品・技術の開発、製造等（HP制作、Webデザインなどを含む）やこれと一連の業務（実験、テストなど））
  - ②「（デジタル等の）成長に直接寄与する」：デジタル等の製品や技術を新たに生み出すものではないが、デジタル化等の拡大に資するものと評価できる業務  
 （例：デジタル等の製品や技術のインフラ整備、メンテナンス、営業・販売等の業務）
 そのため、デジタル等の製品や技術を使用するが、業務内容が成長分野と関連性の低いものなどはデジタル化等の拡大につながらないため対象外。  
 （例：デジタル製品を使用した事務業務、デジタル製品や技術を扱う会社の警備、清掃業務、電気自動車を利用した配送業務等）
- 留意点
  - ・対象労働者に従事させる業務内容が複数ある場合は、主な業務内容によって判断します。  
 例：焼却ごみ運搬作業（一部リサイクル資源の仕分け作業）という業務内容の場合、主な業務内容が焼却ごみ運搬のため対象外。
  - ・また、求人票に記載の業務内容をそのまま記載するだけでは成長分野等の業務に該当するか判断できない場合があります。  
 例：単に「営業職」との記載では、デジタル等に全く関係のない営業職とも考えられるため該当になりません。

成長分野等の業務に該当（非該当）の具体例

類型	分野	項番	事例	該当／非該当の理由
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	デジタル・DX化関係	1	システムエンジニア（SE）・プログラマー（PG）、システム設計技術者、情報処理プロジェクトマネージャ、システムコンサルタント業務	デジタル製品を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	デジタル・DX化関係	2	システムエンジニア業務 （例：既存ソフトを使用した自社内システムの開発・改善）	既存ソフト使用の場合や、自社内のみで使用する場合であっても、デジタル製品を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	デジタル・DX化関係	3	ゲームアプリの開発業務	デジタル製品を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	デジタル・DX化関係	4	新たなデジタル技術の研究開発業務 （例：音声・文字・画像認識などの認識技術開発）	デジタル技術を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	デジタル・DX化関係	5	社内に特化したDX化推進業務 （例：医薬品・機能性食品等の製造に係わる製造管理室での製品管理自動化など社内DX化に携わる業務）	DX化によりデジタル等の製品や技術を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。 ※単にDX化された製品を使用（社内システムを用いた一般事務の業務など）する場合や、DX化等を実現するための汎用的な補助業務等（既存の紙媒体の書類をスキャナでデータ化を行う業務など）の場合は非該当
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	デジタル・DX化関係	6	デジタル製品の生産工程における製造作業員 （例：高周波電子部品・センサの開発製造スタッフ、家電製品組み立て工場のライン作業員）	デジタル製品を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。 ※家電については、IoT家電などのみ該当。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	デジタル・DX化関係	7	パソコン・スマホ関連部品に使用される部品の製造業務 （例：アルミ電解コンデンサという電子回路に使用されるゴムパッキンの製造業務）	デジタル関連製品の一部を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。 なお、「パソコン・スマホ関連部品に使用される」という限定がなく、ゴムパッキンの製造業務のみでは非該当。

類型	分野	項番	事例	該当／非該当の理由
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	デジタル・DX化関係	8	デジタル製品の生産工程における製造補助 (例：デジタル機器の動作確認をテスト項目書、テスト手順書に沿って確認する業務)	補助業務であってもデジタル製品を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
2. 施設整備、施工	デジタル・DX化関係	9	ネットワークエンジニア、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者、その他情報処理・通信技術者	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
2. 施設整備、施工	デジタル・DX化関係	10	通信設備外線工事作業員 (例：電柱の新設・撤去、通信ケーブル（光ケーブル）の新設・撤去・移架などの作業)	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。 ※Wi-Fi設置工事、ネットワーク機器の設定、LANケーブルの配線工事、光ケーブル工事など情報通信業の業務に関連するものに限る。
2. 施設整備、施工	デジタル・DX化関係	11	インターネット配線引き込み接続工事 (例：オフィスのネットワークLAN配線工事等の電気工事など) ネットワーク機器の導入/ネットワーク構築、運用、保守管理 (例：Wi-Fi環境およびP C設定業務など)	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
2. 施設整備、施工	デジタル・DX化関係	12	電力供給に関する企画、関係会社との協議、土地調査、電柱・送電線・柱上変圧器の製造・輸送、敷設工事、保守・点検、電力供給開始・停止受付窓口、建造物での電力供給工事 ※Wi-Fi設置工事、ネットワーク機器の設定、LANケーブルの配線工事、光ケーブル工事など情報通信業の業務に関連するもの	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
3. 運用保守（点検、修理、メンテナンス）	デジタル・DX化関係	13	デジタル機器の点検、修理、アフターメンテナンス等の業務 (例：パソコン等の修理・メンテナンスなど)	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
3. 運用保守（点検、修理、メンテナンス）	デジタル・DX化関係	14	システム運用管理保守 (自社が提供する他社で使用されるシステムに限らず、自社システムの運用管理保守業務を行う場合を含む)	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタント	デジタル・DX化関係	15	デジタル技術や製品の提案、営業業務 (例：クレジットカード決済やスマホのQR・バーコード決済、デジタルサイネージ（表示と通信にデジタル通信を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する製品）の提案、営業業務など)	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタント	デジタル・DX化関係	16	パソコン等デジタル機器の販売及びリリースを行う販売・営業員	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。 ※電話・コピー機・FAX・シュレッダーなどのOA機器は非該当。
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタント	デジタル・DX化関係	17	携帯（スマートフォン）ショップ販売員	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタント	デジタル・DX化関係	18	家電量販店の販売員 ※業務内容の「主な部分」がデジタル化関係業務に従事している場合	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタント	デジタル・DX化関係	19	デジタル機器の営業補助 (例：メンテナンススケジュールの作成、顧客管理データの入力、見積書・契約書の作成、営業用の説明資料の作成、回収した機器の倉庫管理、修理後の機器の発送といった一連の業務を担当)	補助業務であってもデジタル化の拡大に資するものと評価できるため。 ※汎用的な補助業務等の場合は除く。

類型	分野	項番	事例	該当／非該当の理由
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタント	デジタル・DX化関係	20	Web求人サイトを用いた採用企画の提案	Web求人サイトというデジタル製品・技術等の提案により、デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。
5. 運搬、運送、配送、資材調達	デジタル・DX化関係	21	電子部品（パソコンやスマートフォンに活用されるもの）の運搬（電子部品製造にかかる資材の搬入及び搬出業務（梱包・発送）を含む）	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。 ※なお、業務内容として主要な部分を成長分野等の業務に従事していると言える必要がある（主要な業務が電子部品運搬でなければならない） ※梱包業務や資材の搬入・搬出業務を合わせて行う場合であって、汎用的なスキル以外で対応する場合に限る。
6. 制作、作業	デジタル・DX化関係	22	Webサイトデザイン、HP制作（自社HPに限る場合を含む）、カタログ・チラシのグラフィックデザイン（DTPソフトウェアを用いるもの）、企業PR動画作成などの業務	デジタル製品（WebサイトやHPなどはこれに含まれるものとする）を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
6. 制作、作業	デジタル・DX化関係	23	Youtube番組の企画、制作、編集業務	デジタル製品（WebサイトやHPなどはこれに含まれるものとする。Youtubeやテレビ番組もこれに含まれるものとする。）を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。 ※汎用的な補助業務等の場合は除く。
7. 教育、カスタマー・ユーザー対応	デジタル・DX化関係	24	パソコンスクール教師、プログラミング教室講師、同補助業務	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。 ※スケジュール管理や来客対応といった汎用的な補助業務等の場合は除く。
7. 教育、カスタマー・ユーザー対応	デジタル・DX化関係	25	テクニカルサポートスタッフ（IT製品の操作方法や故障などの技術的な問題に対する問い合わせの対応業務）（カスタマーサポート、ヘルプデスクなどの名称の場合も含む）	デジタル化の拡大に資するものと評価できるため。 なお、問合せ対象がデジタル製品や技術等と認められないもの場合は非該当。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	26	省エネ製品の製造業務（例：LED蛍光灯、節水シャワーヘッドの製造業務）	省エネ製品（グリーン関連製品）を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。 ※省エネ家電については、省エネルギーに資する製品であることを客観的に示せることが必要であり、具体的には、当該製品がエコマーク認定を受けていること又は統一省エネラベルにおいて省エネ性能が4.0以上のものであること等の家電であれば該当。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	27	電気自動車の製造、ハイブリッド車用蓄電池の生産設備などの組み立て業務	電気自動車（グリーン関連製品）、ハイブリッド車用蓄電池（グリーン関連製品の一部）を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	28	電気自動車・ハイブリッド車向けのプラスチック部品の製造オペレーター業務（ネジやケーブルの製造はどうか）	電気自動車、ハイブリッド車（グリーン関連製品）の一部を新たに生み出しているため。 なお、プラスチック部品の製造・開発の主な目的が電気自動車、ハイブリッド車用の部品と言えない場合には非該当。 ネジやケーブルであっても、電気自動車・ハイブリッド車向けであれば該当。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	29	自動車リサイクル部品（リサイクルパーツ）商品化業務員	リサイクルパーツという自動車リサイクル商品（グリーン関連製品）を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。

類型	分野	項番	事例	該当／非該当の理由
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	30	製紙用チップ・バイオマス発電燃料用チップの製造	製紙用チップ・バイオマス発電燃料用チップ（グリーン関連製品）を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	31	①産業廃棄物（廃油、廃液、汚泥等）からセメント焼成用補助燃料を製造する業務 ②原料となる産業廃棄物や製造された燃料の試験分析業務	①セメント焼成用補助燃料（リサイクル資源）（グリーン関連製品）を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。 ②原料となる産業廃棄物や製造された燃料の試験分析は、技術開発、研究業務であり、グリーン関連製品や技術を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	32	新たなグリーン技術の研究開発業務 （例：電力部門では、次世代再生可能エネルギー、水素発電、火力であってもCO2回収（カーボンリサイクルなど）、原子力等の脱炭素化に関する技術など。電力部門以外（産業・運輸・業務・家庭）では、電化、水素還元製鉄、電動化、バイオ燃料、水素燃料、蓄電池などに関する技術など。）	グリーン関連技術を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	33	蓄電池（リチウムイオン電池など）のコスト低減へ向けた研究開発業務	グリーン関連技術を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	34	グリーン関連技術開発・研究の補助業務 （例：ナノ構造物質の複製・合成・物性評価の研究補助）	研究補助であっても、グリーン関連技術を生み出すことに直接必要といえるため。
1. 設計開発、テスト、生産、製造、技術開発、研究	グリーン・カーボンニュートラル化関係	35	省エネ家電の製造	グリーン関連技術を新たに生み出すために直接必要な業務といえるため。 ※ただし、省エネルギーに資する製品であることを客観的に示せることが必要であり、具体的には、当該製品がエコマーク認定を受けていること又は統一省エネラベルにおいて省エネ性能が4.0以上のものであること等の家電であれば該当。
2. 施設整備、施工	グリーン・カーボンニュートラル化関係	36	太陽光パネル・風力発電装置に係る 現場調査員、敷設工事作業員、保守点検作業員	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。
2. 施設整備、施工	グリーン・カーボンニュートラル化関係	37	ZEH・LCCM住宅の 設計・施工（アフターメンテ含む）事業所の工具	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。
2. 施設整備、施工	グリーン・カーボンニュートラル化関係	38	オール電化・省エネ住宅で使用されるサッシ等の 製造職、営業職、施工管理職、取付職	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。 なお、サッシ等がオール電化・省エネ住宅で使用されるものといえない場合には非該当。
2. 施設整備、施工	グリーン・カーボンニュートラル化関係	39	屋上緑化工事の施工・営業業務	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。
3. 運用保守（点検、修理、メンテナンス）	グリーン・カーボンニュートラル化関係	40	サーマルリサイクルプラントの保守・点検作業	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。

類型	分野	項番	事例	該当／非該当の理由
3. 運用保守（点検、修理、メンテナンス）	グリーン・カーボンニュートラル化関係	41	次世代再生可能エネルギーによる発電設備維持等の業務 （例：再生エネルギー（循環型資源）を活用した木質バイオマス発電設備の維持（ボイラー管理）、鶏糞（バイオマス）を燃料として使用する火力発電所の作業員（運転・監視・ボイラーのメンテナンス））	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。
3. 運用保守（点検、修理、メンテナンス）	グリーン・カーボンニュートラル化関係	42	電気自動車を一部取り扱う自動車ディーラーの整備担当者	グリーン、カーボンニュートラル化拡大に資するものと評価できるため。 ※なお、業務内容として主要な部分を成長分野等の業務に従事していると言える必要がある（主要な業務が電気自動車整備でなければならない）
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタン	グリーン・カーボンニュートラル化関係	43	太陽光発電と連携して使われる家庭用蓄電池の営業販売業務	グリーン関連製品の営業・販売によりグリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタン	グリーン・カーボンニュートラル化関係	44	省エネ製品の販売、営業等の業務 （例：節水製品（シャワーヘッド）、法人向けにLED蛍光灯への切り替えを提案する業務など）	グリーン関連製品の営業・販売によりグリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタン	グリーン・カーボンニュートラル化関係	45	電気自動車を一部取り扱う自動車ディーラーの販売員	グリーン関連製品の営業・販売によりグリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。 ※なお、業務内容として主要な部分を成長分野等の業務に従事していると言える必要がある（主要な業務が電気自動車販売といえなければならない）
4. 販売、営業、プロモーション、提案、コンサルタン	グリーン・カーボンニュートラル化関係	46	リサイクル品のインターネット販売業務 （例：リサイクルパーツのインターネット販売業務）	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため ※汎用的な補助業務等の場合は除く。
5. 運搬、運送、配送、資材調達	グリーン・カーボンニュートラル化関係	47	クリーンエネルギー自動車用シートの出荷・運搬（梱包・発送）作業	グリーン関連製品の運搬によりグリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。 なお、主たる業務がクリーンエネルギー自動車用シートの出荷・運搬業務であると言えなければならない。 ※梱包業務や資材の搬入・搬出業務を合わせて行う場合であって、汎用的なスキル以外で対応する場合に限る。
5. 運搬、運送、配送、資材調達	グリーン・カーボンニュートラル化関係	48	太陽光パネル等資材の配送	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。 ※梱包業務や資材の搬入・搬出業務を合わせて行う場合であって、汎用的なスキル以外で対応する場合に限る。
5. 運搬、運送、配送、資材調達	グリーン・カーボンニュートラル化関係	49	焼却ごみではなく、ペットボトルや金属類等、リユース、リサイクル用の回収が含まれるごみ収集運搬及びリサイクル工場での資源物のリサイクル作業	主な業務がリユース、リサイクル用の回収・収集運搬及びリサイクル作業といえる場合、グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。
6. 制作、作業	グリーン・カーボンニュートラル化関係	50	産業廃棄物の解体物から非鉄金属等と不要物を選別する作業。 プラスチック容器包装やペットボトル・紙パック等を選別する作業。	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。
6. 制作、作業	グリーン・カーボンニュートラル化関係	51	林業の植林作業	グリーン、カーボンニュートラル化の拡大に資するものと評価できるため。 なお、林業であってもグリーン、カーボンニュートラル化（二酸化炭素吸収）と関連性が低く、その拡大につながらないものは非該当（伐木作業を主とするものなど）。

類型	分野	項番	事例	該当／非該当の理由
非該当		52	ソフトウェア開発会社の事務職 （例：社内出退勤管理システム等を使用した職員管理業務、会計ソフトを使用した経理関係業務、パソコンを使用する事務業務）	単にシステムを使用しているのみであり、成長分野と関連性が低くデジタル化等の拡大につながらないため非該当。
非該当		53	ドローンによる土木設計、測量等の施工管理業務 （例：ドローンを操縦し、土木設計、測量等を行う業務や下水道管の調査等を行う業務）	単にシステムを使用しているのみであり、成長分野と関連性が低くデジタル化等の拡大につながらないため非該当。
非該当		54	CADによる設計業務 NC工作機械オペレーター業務 （NC工作機械を操作して金属材料を切削加工する。機械の操作にプログラミングとオペレーティングが必要）	単にシステムを使用しているのみであり、成長分野と関連性が低くデジタル化等の拡大につながらないため非該当。
非該当		55	風力発電所建設に伴う施設警備員、交通整理作業員	成長分野と関連性が低く、グリーン化等の拡大につながらないため非該当。
非該当		56	電気自動車、ハイブリット車を利用した運輸、配送業務	グリーン関連製品を使用するのみであり、グリーン、カーボンニュートラル化（二酸化炭素吸収）と関連性が低く、その拡大につながらないため非該当
非該当		57	ネットショップの運営、販売を行う業務	これだけでは成長分野と全く関係のない業務とも考えられるため非該当。 ⇨リサイクルパーツのネットショップ販売業務（項番45番） などとわかれば該当。
非該当		58	Instagram、TwitterなどSNSを利用した販売促進業務	これだけでは成長分野と全く関係のない業務とも考えられるため非該当。 ⇨SNSを利用した自社デジタル製品の営業補助業務（項番19番） などとわかれば該当
非該当		59	農業に関する作業 （例：きのご栽培、トマト栽培に関する作業など）	通常、グリーン、カーボンニュートラル化と関連性が低く、その拡大につながらないので、特別なCO2吸収が認められる等の事情がない限り非該当。 ※有機農業の場合は、該当
非該当		60	テレワーク・在宅勤務による事務作業 （テレワークなのでデジタルに該当するのではないか？） （移動しないのでグリーン（CO2減少）に該当するのではないか？）	テレワークは単にデジタル製品・技術を使用しているのみであり、これだけでは成長分野と関連性が低くデジタル化等の拡大につながらないため非該当。 ⇨テレワークによる自社デジタル製品の営業補助業務（項番19番） などがわかれば該当。 また、成長分野等の業務に該当するかは業務内容で判断するが、テレワークで移動しないことは業務内容ではなく非該当。
非該当		61	OA機器の販売業務	電話・コピー機・FAX・シュレッダーなどについては、原則非該当
非該当		62	DX推進のため、既存の紙媒体の書類をスキャナでデータ化を行う業務	汎用的な補助業務と考えられるため、非該当
非該当		63	家電の製造	AI技術などを用いていない家電製品は、非該当
非該当		64	電気工事	デジタルインフラの整備と関係のある場合（※）を除き、非該当 ※Wi-Fi設置工事、ネットワーク機器の設定、LANケーブルの配線工事、光ケーブル工事など情報通信業の業務に関連するもの
非該当		65	レンタルショップでの販売業務	レンタルについては、その概念にグリーン・カーボンニュートラルを目的とすることが直接的に含まれているものではないため、原則、非該当。